

歩道を通行の自転車に左歩道通行を促す芦屋市条例の制定を求める陳情書

「陳情の理由」 自転車の歩道通行は左右何れの歩道を通行か定められていないので自転車の対向通行のリスクがあり、交通の方法に関する教則第 3 章第 2 節（10）で対向する自転車を右に見ながらよけるようにしましょうと定められているが軽車両である自転車の速度、パワー、歩道の幅員を勘案すればとてもこの教則で事故抑止は疑わしい。平たく言えば節度を越えた歩道の濫用と言える。更に歩行者は前後からの自転車と行き交うリスクがある。

因みに平成 30 年実施の自転車ネットワーク計画パブコメで私と芦屋市で下記のやり取りがあった。（私）歩道を走行する自転車に対して、自動車と平行に左（側の）歩道を走行することを促す条例を制定していただきたい。（芦屋市）自転車の通行方法は、道路交通法に基づく「交通の方法に関する教則」に従って「速度を落としながら安全な間隔を保ち、歩行者に十分注意して、対向する自転車を右に見ながら避ける」と指導しておりますので、条例の制定については考えておりません。

「陳情事項」 自転車と歩行者のリスク回避のため自転車の歩道通行は左通行と道交法を改正すべきだがこれは国会マターである。次善策として歩道の自転車に車両と平行に左歩道を通行することを促す芦屋市条例を制定すること。

令和 6 年 12 月 27 日

芦屋市議会議長 帰山和也様



陳情者住所 芦屋市三条南町

陳情者氏名 椋尾 繁

むくお しげる